

質疑・回答書

告示番号		10	件 名	市立学校給水機賃貸借
No	質疑事項			回 答
1	公告文の1(5)入札方法について確認いたします。 本公告文においては「本入札は、郵送入札により行う」とありますが、「郵送入札について」の1(2)③においては「持込みも可能とします」と記載されています。 入札書の提出方法は、持込みも可能という理解でよろしいでしょうか。			持ち込みも可能です。なお、持参する場合でも入札書の提出期間と同様の期間にご提出ください。
2	公告文の8(2)契約保証金について、以下の点について確認いたします。 1 入札金額は月額(諸費用込み・税抜き)とのことですが、契約保証金の額については、この月額の100分の5に相当する額以上とするという理解でよろしいでしょうか。 また、実際に納付する契約保証金の額は、税抜き・税込みのいずれとなるのでしょうか。 2 契約保証金の納付期限について、定めがございましたらご教示ください。			1 契約保証金については、契約金額を年額に換算した額(＝月額×12・税込)の100分の5以上の額を納付していただく必要があります。 なお、豊中市財務規則第109条又は第110条の規定を適用できる場合は、この限りではありません。 2 契約保証金の納付期限は、契約締結日までとします。契約締結日は、当該期限日の翌開庁日を基準として8開庁日以内に設定します。

豊中市教育委員会事務局教育総務課

TEL 06-6858-2568

FAX 06-6845-6778

mail kyouiku-keiyaku@city.toyonaka.osaka.jp